

## X 施設・設備等

### 1 校地、校舎、講義室・演習室等の面積

2013(平成25)年5月1日現在

(表36)

校 地 ・ 校 舎				講義室・演習室等		
校地面積 (m <sup>2</sup> )		設置基準上必要 校地面積 (m <sup>2</sup> )	校舎面積(m <sup>2</sup> )	設置基準上必要 校舎面積 (m <sup>2</sup> )	講義室・演習室・ 学生自習室総数	講義室・演習室・ 学生自習室 総面積 (m <sup>2</sup> )
西新 校地	98,818.5m <sup>2</sup>					
田尻 校地	121,155.4m <sup>2</sup>	65,000m <sup>2</sup>	68,218.8m <sup>2</sup>	31,466m <sup>2</sup>	166	13,658.0m <sup>2</sup>

[注] 1 「設置基準上必要校地面積 (m<sup>2</sup>)」 「設置基準上必要校舎面積 (m<sup>2</sup>)」は、大学設置基準第37条、第37条の2（別表第3イ～ハ）を参考に算出し、ご記入ください。その際の収容定員数は、2012（平成24）年5月1日現在を基準日としてください。また、新たに学部・研究科を設置した場合などは、平成15年3月31日文部科学省告示第44号に基づき、段階的な整備を踏まえて算出してください。

2 校舎面積に算入できる施設としては、講義室、演習室、学生自習室、実験・実習室、研究室、図書館（書庫、閲覧室、事務室）、管理関係施設（学長室、応接室、事務室（含記録庫）、会議室、受付、守衛室、宿直室、倉庫）、学生集会所、食堂、廊下、トイレなどが挙げられます。

3 講堂を講義室に準じて使用している場合は「講義室・演習室・学生自習室」に含めても結構です。

4 複数のキャンパスを設置している場合は、キャンパスごとに作表してください。

#### [備考] 1 設置基準上必要な校舎面積の算出方法

学部名	収容定員(人)	設置基準上 必要面積(m <sup>2</sup> )	備 考
神学部	40	1,719	大学設置基準第37条の2に基づき、別表第三(ハ)より算出
文学部	1,000	4,462	大学設置基準第37条の2に基づき、別表第三(ハ)より算出
商学部	1,200	5,123	大学設置基準第37条の2に基づき、別表第三(ハ)より算出
経済学部	1,200	5,123	大学設置基準第37条の2に基づき、別表第三(ハ)より算出
法学部	1,400	6,941	大学設置基準第37条の2に基づき、別表第三(イ)より算出
人間科学部	1,060	5,123	大学設置基準第37条の2に基づき、別表第三(ハ)より算出
国際文化学学部	600	2,975	大学設置基準第37条の2に基づき、別表第三(ハ)より算出
合 計	6,500	31,466	

※法学部 = (収容定員1,400-800) × 1,322 ÷ 400 + 4,958 = 6,941